

古代エジプトの勅令に見る罪の重さに対する意識

西村 洋子

はじめに

最近では毎年のように国内のどこかで古代エジプト展が開催されているが、中でも死者の書を記したパピルスは人気がある。オシリス神の前で死者の心臓が天秤にかけられる場面は死者の書のクライマックスである。死者が罪深い人間であれば、心臓は重たく、軽いマアトの羽根と釣り合わない。そのときは、頭部がワニ、前半身がライオン、後ろ半身がカバという姿の怪物アムムート (am iwt) 「死者をむさぼり食う者」の意に死者は食べられてしまい、来世での復活の機会を失うのである。

死者の心臓が天秤にかけられる前に行われるのが否定告白である。このとき死者は四十二人の判事である各々の神

に自分はどんな罪を犯さなかったかを宣言するのである。少し長くなるが、アニの死者の書の例を引用しよう。

- 一、私は悪事を行わなかった。
- 二、私は奪わなかった。
- 三、私は盗まなかった。
- 四、私は人々を殺さなかった。
- 五、私は必要なものを傷つけなかった。
- 六、私は(数量を)減らさなかった。
- 七、私は神の財産を奪わなかった。
- 八、私は嘘をつかなかった。
- 九、私は食べ物を盗まなかった。
- 十、私は不機嫌ではなかった。
- 十一、私は姦通者と性交しなかった。

- 十二、私は（誰も）泣かさなかつた。
十三、私は知らない振りをしなかつた。
十四、私は不法行為をしなかつた。
十五、私は（穀物の）不当利得をしなかつた。
十六、私はきちんと分筆された土地を奪わなかつた。
十七、私は議論しなかつた。
十八、私は訴訟を起こさなかつた。
十九、私は財産についてまったく異論を唱えなかつた。
二十、私は人妻と性交しなかつた。
二十一、私は人妻と性交しなかつた。
二十二、私は淫らでなかつた。
二十三、私は恐怖に陥れなかつた。
二十四、私は不法行為をしなかつた。
二十五、私は激しやすくなかつた。
二十六、私はマアトの言葉に聞こえない振りをしなかつた。
二十七、私は罵らなかつた。
二十八、私は乱暴ではなかつた。
二十九、私は秩序を混乱させなかつた。

- 三十、私はせっかちではなかつた。
三十一、私は聞き耳を立てなかつた。
三十二、私は諸事に関して多弁ではなかつた。
三十三、私は不正をしなかつた。私は悪事を働かなかつた。
三十四、私は王と口論しなかつた。
三十五、私は水の中を歩いて渡らなかつた。
三十六、私の声は大きくなかつた。
三十七、私は神を罵らなかつた。
三十八、私はへしなかつた。
三十九、私は神々の供物のパンを傷つけなかつた。
四十、私は³霊からヘネフ・ケーキを盗まなかつた。
四十一、私は若者からヘフヌ・ケーキを盗まなかつた。
私は私の町の神を拘束しなかつた。
四十二、私は神聖な牛を殺さなかつた。
告白内容が一部重複しているが、原文のままである。死者の否定告白が本当かどうか確かめるために、死者の心臓が天秤にかけられるのである。
これらの告白内容のうちいくつかは多くの教訓文学でしばしば戒められているものである。例えば、上記二十六

は『雄弁なオアシスの住民の物語』⁴で王領地総監督のレンシに求められた態度である。ワーディー・ナトルーンの住民フリーヌアンプーは、エジプトで食料と交換するための物資を運びながら、王都ヘラクレオポリスの近くまでやって来たところで、ネムティーネヘトという人物にすべての持ち物を奪われた。そこでネムティーネヘトの主人であり、王領地総監督であるレンシにこの不正がたゞされるように九回訴えに行く。レンシはフリーヌアンプーのすべての訴えを記録させていて、それらをすべて王に報告し、最後に正しい判決を下す。ただし、肝心の判決部分は欠損部分や判読困難な部分が多く、具体的にどのような判決が下されたのかは不明である。屋形禎亮氏は、ネムティーネヘト自身はフリーヌアンプーの奴隷として引き渡され、ネムティーネヘトの全財産もフリーヌアンプーに与えられた、と推測している⁵。しかし、もしレンシがフリーヌアンプーの訴えを無視し続けたら、レンシはどのような罰を受けたのだろうか。

他方、法律上問題となるものもある。例えば、第十七王朝初代ネプター・インテフ五世は次のような勅令⁶を發布した。ミンヘテプの息子テティがコプトスのミ

ン神殿の財産を盗んだので、彼は官職を奪われ、彼の家族も子孫も彼の官職に就くことを禁じられた。彼の官職は王の印章保管者かつコプトス市長のミンエムハトに与えられた。彼に報酬として支給される食料も取り上げられ、同様にミンエムハトに与えられた。彼の名前は神殿の公文書から抹消された。彼に慈悲を与えんとするいかなる王も権力者もおらず、二女神（エジプトを守護するワジエト女神とネクベト女神）も彼に慈悲を与えないだろうと呪われた。また、彼に慈悲を与えるように王に働きかけるいかなる軍司令官も市長も財産を没収され、コプトスのミン神殿に譲渡されると定められた。これは上記七に反した者に下された刑罰の例である。このように、否定告白の中にはさまざまな実刑を伴うものも含まれているのである。

古代エジプトでも日常様々な犯罪が発生し、訴訟と裁判が行われ、有罪と認められた者は処罰されただろう。それでは、それらの犯罪の中でどんな罪が重く、どんな罪が軽かったのだろうか。おそらく古代エジプト人の罪の軽重に対する意識は実際に下された刑罰の程度から判断できるだろう。本稿では勅令を通して考察する。

第一章 キッチン氏のランク付けの検証

ナウリ勅令⁷⁾は、第十九王朝セテイ一世の治世四年（紀元前一二九〇年頃）に、アビュドスに設立された葬祭神殿の神殿領とそれに所属する人々を、特にヌビア行政から保護するために発布された勅令である。勅令はヌビアの第三カタラクトの北三十五キロメートルのナウリの丘の岩面に彫られている。勅令が彫られた石碑は高さ二・八〇メートル×幅一・五六メートルで、碑文は横書きで五十九行彫られたが、碑文があまりにも長過ぎたので、さらに左側の岩面を削って、百十四行目において最大幅六十一・五センチメートルとなる部分に六十行目～百二十八行目が彫られた。碑文は、ところどころ割れ目や傷があるものの、ほぼ完全に残っている。左側の追加部分は九十六～百十行目の右三分の二の部分に砂による摩滅が見られる。

キッチン氏は、セテイ一世のナウリ勅令に関する注釈で、様々な法律違反に規定された刑罰の重さについて、まだ修正が必要であるとしながらも、次のようにランク付けを試みた⁸⁾。

一、死 刑

神殿の家畜を売ったり、他の神に捧げた場合。勅令の

違反者の家族は奴隸身分への転落。

二、身体の一部切断かつ奴隸身分への転落

土地の境界を移動させたり、家畜を盗んだ場合。

三、奴隸身分への転落かつ百叩きの刑

神殿職員に関わる事例で裁判官が職務を遂行しなかつた場合。

四、二百叩きの刑かつ失われた労働の百倍の返還

牧夫を連れ去った場合。

二百叩きの刑と五つの傷と失われた労働相当の返還

船を持ち去った場合。

五、百叩きの刑と失われた物の百倍あるいは八十倍の返還

物品や積荷の窃盗の場合。

〈百叩きの刑?〉と返還

船や乗組員たちを連れ去った場合。

六、失われた物品の返還

神殿職員に対する私的犯罪。

七、勅令の違反者とその家族に対するオシリス神の呪い

神殿職員が他人に対して行った犯罪

それでは、キッチン氏のランク付けについて考察してみよう。

まず一の死刑について。古代エジプトの死刑には串刺しの刑、溺れ死の刑、ライオンやワニに食べさせる刑があるが、ナウリ勅令では死刑は先端を尖らせた木の棒の上⁹に犯罪者を突き刺す串刺しの刑である。串刺しの刑が適用される事例は二つ挙げられている。一方の対象者は葬祭神殿所属の家畜を他人に売ったり、オシリス神以外の神に捧げる牛の長官、ロバの長官、牧夫たちである。¹⁰古代エジプトでは通常死刑は王の命を狙ったり、王や神々の財産を奪う者に適用される刑罰なので、葬祭神殿の家畜が神の財産の中でも特に重要視されていたことがうかがわれる。さらに売られた家畜が没収され、その百倍の価値の賠償と、妻子と全財産の葬祭神殿への譲渡を伴う。このように、古代エジプトではいくつかの刑罰が組み合わされて適用されることが多い。この組み合わせによって、刑罰の重さを自由に加減することが出来ただろう。売られた家畜の百倍の価値の賠償という点も家畜の重要性を示唆している。残された妻子も罰を受け、葬祭神殿の非自由人すなわち奴隷となる。

もう一方は、欠損部分が多いので、文脈をはっきりとつかめないが、葬祭神殿に所属する人に訴えられた官吏たちが地方法廷 (*qnbt n niwt*) で裁かれるべきであると王が判断した時は、勅令の違反者が串刺しの刑にされないように命じたというこらし¹¹い。おそらく官位の低い官吏たちは地方法廷で裁かれたのだろう。

二の身体の一部切断かつ奴隷身分への転落について。身体の一部切断は通常鼻か両耳の切断である。両手、舌、鞆丸が切断されることもある。⁹ナウリ勅令では鼻と両耳の両方が切断される事例が二つ挙げられている。一方は葬祭神殿所有の耕地の境界石を移動させた高官、耕地の長官、耕作用の牛の飼育者(？)、代官がその対象である。勅令の違反者は鼻と両耳を切断された後、葬祭神殿の小作人の身分に転落させられる。¹²境界石の移動は、現代日本でも隣接地とのトラブルの元であり、もし移動させて境界をわからなくしてしまった場合は、刑法二百六十二条の二の境界損壊罪に相当する。犯罪者には五年以下の懲役または五十万円以下の罰金が課せられる。これと比較すれば、古代エジプトでは、死に値しないけれども、重罪と考えられたことがうかがわれる。

小作人 (athlivi¹³) は王領地や神殿領などに配置され、各自に割り当てられた土地区画で農作業をし、定められた量の農作物を収穫税として納めなければならなかった。古代エジプトの住民の大半が小作人であった。彼らは農奴¹⁴とも呼ばれる。しかし、小作人は土地を所有する自由人であり、奴隷ではない。小作人は農作業のために奴隷を使用することが出来た。古王国以来職務上犯罪を犯した官吏は小作人の身分に転落させられるのが常だった。キッチン氏は奴隷身分への転落 (enslavement) と述べているが、正確には農作業をしなくてもよい身分から農作業をしなければならぬ身分への転落と言えよう。

ナウリ勅令で鼻と両耳の両方が切断されるもう一つの事例は、葬祭神殿の家畜を連れ去るところを目撃された者が対象である。勅令の違反者は鼻と両耳を切断された後、葬祭神殿の小作人の身分に転落させられる。妻子は神殿領の監督官個人の農奴 (ndi) とされる¹⁵。妻子が葬祭神殿の農奴ではなく、神殿領の監督官個人の農奴にされる点が、勅令の違反者本人に対する刑罰よりも軽いことを示しているのだろう。

三の奴隷身分への転落かつ百叩きの刑について。ナウリ

勅令では、地方法廷の裁判官が葬祭神殿に所屬する人の訴えを無視して、裁判を行おうとしない時、裁判官は百叩きの刑に処された後、免職されて、葬祭神殿の小作人の身分に転落させられる¹⁶。勅令の違反者を叩くには、鞭ではなく木の棒が使われる。通常背中を百回叩かれるが、罪が重いと二百回叩かれた。叩かれる回数が多いと背中にみみず腫れだけではなく、裂傷ができる。この刑はどんな高官であっても免れることはなかった。身体の一部切断は永久的な体罰であるけれども、百叩きは一時的な体罰なので、より軽い刑罰だったと言えるだろう。

四の二百叩きの刑かつ失われた労働の百倍の返還について。官吏が労働の損失に至るような職務執行妨害を行った時は、その官吏に強制労働が課せられた。キッチン氏は牧夫を連れ去った場合にこの刑罰が適用されたとしているが、ナウリ勅令に牧夫を連れ去った場合に関する記述は次の個所にしか見られない。すなわち、ナウリ勅令では別の仕事をさせるために葬祭神殿の牧夫を連れ去り、その間に牧夫が飼育している家畜のうち何頭かがいなくなっている場合、牧夫を連れ去った官吏から葬祭神殿の家畜が没収され、百倍の賠償を課せられて、官吏は二百回叩かれる、と

規定されている。¹⁷しかし、ここでいう百倍の賠償は失われた労働に対するものだろうか。テキストには労働の成果 (bAkW) という単語は見られない。その代わりに家畜 (n iAwI) という語句が見られるので、四は二百叩きの刑かつ失われた家畜の百倍の返還とされるべきだろう。ただし、家畜の百倍の価値に相当する賠償を私有財産の中から支払うのは困難なので、強制労働で支払うことになったかもしれない。ここでも家畜を連れ去ることは物品を盗むことよりも重い罪である¹⁸とみなされたことがわかる。

労働の成果は国の歳入の中で最も重要な租税で、エジプトの全住民が国や神殿に支払わなければならなかった。支払いの割合はあらかじめ官吏によって査定されており、支払いは職種によって労役や生産物など様々な形で行われた。支払いの代わりに全住民は制限された自由を享受することが出来た。

ナウリ勅令には二百叩きの刑と強制労働を組み合わせた刑罰の事例がもう一つ挙げられている。対象者は葬祭神殿の船あるいは神殿領の代官の船を引き留めて奪うヌビア総督、部隊長、市長、代官、高官、ヌビアに派遣された官吏である。彼らは二百回叩かれ、五つの裂傷を負わされ、船

が奪われていた日数分の船の労働の成果を賠償させられた上に、葬祭神殿の非自由人すなわち奴隷に転落させられる。¹⁹しかし、同じ二百叩きでも裂傷を負わされる場合とそうでない場合があるようだ。この違いは何によるのだろうか。単に古代の書記あるいは彫刻師が前述の例で五つの裂傷を書き(彫り)忘れただけなのだろうか。船の労働の成果は一日分につきどれくらいの労働とみなされたのだろうか。

キッチン氏は例に挙げていないが、同じ刑罰を下されるもう一つの事例がある。すなわち、葬祭神殿に所属する人とその人の妻や召使いたちを連れ去る者は二百回叩かれ、五つの裂傷を負わされ、彼らが連れ去られていた日数分の労働の成果を賠償させられた上に、葬祭神殿の非自由人すなわち奴隷に転落させられる。²⁰ここで対象者がヌビア総督、部隊長、市長、代官のグループと御者、既舎長、王宮から派遣された官吏のグループに分けられているのはなぜだろうか。いずれにしても船を奪った場合と葬祭神殿に所属する人々を連れ去った場合は同等の刑罰が下されたということがわかる。

五の百叩きの刑と失われた物の百倍あるいは八十倍の返還について。葬祭神殿の財産を盗むところを目撃された人

は、盗んだものを返還させられ、その百倍の賠償をさせられた上に、百回叩かれた。⁽²¹⁾ また葬祭神殿の船に乗り込んで、積荷であるクシユからの贈り物を奪う要塞の長官、要塞の書記、要塞の代官は、奪ったものを返還させられ、その八十倍の賠償をさせられた上に百回叩かれた。⁽²²⁾ 対象者が要塞の長官、要塞の書記、要塞の代官であるのは、要塞が単に軍事拠点であるだけでなく、交通と交易の要衝でもあったからだろう。賠償 (Taw) は盗んだものや奪ったものの返還に加えて課せられるものであり、⁽²³⁾ 個人から盗んだり奪ったりした場合の賠償が通常等倍〜三倍であることを考えると、前述の二例での百倍あるいは八十倍の賠償というのは非常に厳しいことがわかる。ちなみに、クシユからの贈り物には黄金、ヒヨウの毛皮、キリンの尻尾と革など非常に高価な物や珍しいものが挙げられており、代替が利かないので、余計にこのように厳しい賠償となっているのだろう。

キッチン氏が五で挙げている〈百叩きの刑?〉と返還の事例は、ヌビア総督、代官、クシユの国の書記が葬祭神殿の船に乗り込んで物品を奪う場合と、葬祭神殿の貨物船の水夫を連れ去る場合である。⁽²⁴⁾ 前者で奪われる物品とはク

シユからの贈り物以外の積荷と思われる。両方とも百叩きについては言及がないけれども、前者の場合には奪われた物品の返還が、後者の場合には水夫を連れ去った日数分の労働の成果を賠償として支払わなければならなかったようである。キッチン氏は船や乗組員たちを連れ去った場合にこの刑罰が適用されるとしているが、正確には船の積荷を奪ったり、乗組員たちを連れ去った場合とするべきだろう。

ナウリ勅令の中で百叩きの刑を下される事例として、他に次のようなものが挙げられている。沼沢地で水鳥を捕まえたり、池で漁をしている捕獲者を追い払って、彼らの仕事を妨害する者には、百叩きと五つの裂傷が適用される。⁽²⁵⁾ 牧草地にいる牧夫を追い払って、その仕事を妨害する者についても同様の刑罰が適用される。⁽²⁶⁾

六の失われた物品の返還について。ナウリ勅令で列挙されている様々な法律違反の中で、神官はじめ神殿職員とその妻と召使いたが連れ去られたり、財産を傷つけられたりする事例が⁽²⁷⁾ まだどのランクにも位置づけられていない。キッチン氏はこの事例に対する刑罰が失われた物品の返還であると記しているが、肝心の部分は欠損しており、どんな刑罰が適用されたのかは不明である。第二章の二で考察

する古王国の勅令を参照すると、それは重罪である。

最後に、七の勅令の違反者とその家族に対するオシリス神の呪いについてはどうだろうか。ナウリ勅令では、葬祭神殿に所属する人の訴えを無視して、被告を連行しようとするに、彼とその妻子の背後に迫ると記されている。⁽²⁸⁾これはこの世の法律によっては何の裁きも受けないということのようにも聞こえる。現代日本人の感覚では、オシリス神の呪いは刑罰ではないだろう。けれども、古代エジプト人にとってはこれも刑罰の一つなのかもしれない。この点は以前からの疑問である。⁽²⁹⁾

以上の考察をふまえて、筆者は次のような修正案を提案したい。

一、死 刑

神殿の家畜を売ったり、他の神に捧げた場合。勅令の違反者の家族は奴隷身分への転落。王の判断によって地方法廷で裁かれることもある。

二、身体の一部切断かつ小作人の身分への転落

土地の境界を移動させたり、家畜を盗んだ場合。後者の場合妻子は神殿領の監督官個人の農奴とされる。

三、小作人への転落かつ百叩きの刑

葬祭神殿に所属する人に関わる事例で裁判官が職務を遂行しなかった場合。

四、二百叩きの刑かつ失われた家畜の百倍の返還

牧夫のいない間に家畜を連れ去った場合。

二百叩きの刑と五つの傷と失われた労働相当の返還、さらに奴隷身分への転落

船を奪った場合。葬祭神殿に所属する人とその妻や召使いを連れ去った場合。

五、百叩きの刑と失われた物の百倍あるいは八十倍の返還
クシュからの贈り物を奪った場合。

六、百叩きと五つの傷

水鳥や魚の捕獲者や牧夫に対する職務妨害。

七、奪った物の等倍の返還

積荷を奪った場合。水夫を連れ去った場合。神殿職員に対する不法行為。

八、職務怠慢な官吏とその家族に対するオシリス神の呪い
葬祭神殿に所属する人に関わる事例で官吏が被告を連

行しなかった場合。

このようにナウリ勅令に挙げられたさまざまな法律違反

をランク付けすることができる。ただし八のオシリス神の呪いについては、刑罰とみなすべきか否かさらに検討の余地があるだろう。

第二章 ホルエムへブ勅令と古王国の勅令集

この章ではナウリ勅令と同種の保護勅令に挙げられている法律違反とその罪の重さを考察したい。

第一節 ホルエムへブ勅令

ホルエムへブ勅令³⁰は第十八王朝ホルエムへブ王の治世（紀元前一三三三―一二九五年）にエジプトの全住民を官吏たちの慢性的な悪行から保護し、官吏たちの不正をなくすために発布された勅令である。勅令を彫った石碑は一八八二年にガストン・マスペロ氏によってカルナック・アメン神殿の第十ピュロンで発見された。砂岩製で、本来の高さは五メートル、幅三メートルと推定されている。ホルエムへブ王がアメン神に捧げものをしている場面が示されていたと思われる半円の頂上部と上から二十五行目までの碑文の左半分は破壊されている。欠けている部分の多数の断

片は付近で発見できる。碑文は両側面にも彫られている。碑文は前面に横書きで三十八行、両側面には縦書きで十行ずつ彫られていたと思われる。

ホルエムへブ勅令は、ナウリ勅令のように特定の人々を保護するのではなく、エジプト全住民を保護する勅令であるという点で希有な法史料である。勅令が発布された年は不明であるが、即位後間もなく発布され、新王をマアトの維持者として官吏や多数の住民に印象づけるのに役立ったと考えられている。

ホルエムへブ勅令では九つの法律違反が挙げられ、それぞれに対して取られた法的措置が述べられているが、残念ながら欠損部分が非常に多いので、それらの正確な理解と分析は困難であるということをお断りしておかなければならない。

第一の法律違反³¹については、エジプトの住民が王宮内の様々な工房と部署に物資を租税として運ぶために作った船を奪う供物用倉庫の下級官吏は、鼻を切り落とされて、シレの要塞に送られると規定されている。ちなみに、王宮内の工房は王のためにパン、ビール、菓子、肉、香油など日常生活に不可欠なものを作るところである。他方、供物用

倉庫は王の名前で神に捧げられる供物を管理するところである。供物用倉庫の下級官吏に船も物資も奪われてしまつては、エジプトの住民は王宮に租税を納めることが出来ない。このような法律違反を供物用倉庫の下級官吏たちに犯させないために、この条項が規定された。シレの要塞はデルタの東の国境、現在のテル・アブ・セイフにあり、西アジアへの軍事遠征の出発点であると同時に、西アジアとの交易の中継点であった。シレの要塞に送られた勅令の違反者はおそらく要塞にいる兵士たちを養うために奴隸として働かされただろう。

第二の法律違反³²について。ここでも供物用倉庫の下級官吏たちに法律違反を犯させないために、この条項が規定された。すなわち、エジプトの住民が王宮やハレムや神殿に租税として物資を運ぶために他人から借りてきた船を奪う供物用倉庫の下級官吏は、鼻を切り落とされて、シレの要塞に送られると規定されている。第一と第二の法律違反に対して適用される刑罰、すなわち鼻を切り落とされて、シレの要塞に送られるというのは、ナウリ勅令における二の身体の一部切断および小作人の身分への転落と同等であるように思われ、かなり重罰である。このような重罰の理由

は王とその世帯が不自由なく生活できるようにするための租税を横取りすることになるからであろうか。

第三の法律違反³³について。神々に捧げる紅花を摘むために数日間エジプトの住民の召使いたち (G'A Hm t'A Hmt) を徴用する供物用倉庫の下級官吏は、鼻を切り落とされて、シレの要塞に送られると規定されている。すなわち、第一、第二の法律違反と同様の刑罰が適用されている。クルーシュテン女史は、勅令の違反者はさらに召使いたちが徴用された日数分の労働の成果を賠償させられただろう、と推測する³⁴。筆者にはせいぜいナウリ勅令における四の二百叩きの刑と五つの傷と失われた労働相当の返還、さらに奴隸身分への転落が相当の刑罰のように思われるのだが、なぜこれほど厳しいのだろうか。

第四の法律違反³⁵について。牛の皮革を住民から奪い、王の牛の長官が正確な牛の頭数調査をできないようにした兵士は、奪った牛の皮革が没収され、百回打たれ、五つの裂傷を負わされると規定されている。これはナウリ勅令における六の百叩きと五つの傷および七の等倍の返還を組み合わせた刑罰である。第一から第三までの法律違反に対する刑罰と比較すると、軽い刑罰のように思われるが、ホルエ

ムへブ王が軍部出身なので、兵士が犯した犯罪に対して特に甘かったというわけではない。妥当な刑罰であると思われる。

第五の法律違反³⁶について。王がオペト祭のためにメンフィスとテーベの間を往復旅行する際、王の一行に供給される食料や物資などが再度徴発される時、その内容が取り調べられると規定されている。しかし、徴発された食料や物資を監督する王妃の宮殿の監督官とハレムの食卓の書記たちに何らかの刑罰が与えられるとは記されていない。余分に調達された食料や物資の返還についても言及がない。なぜだろうか。

第六の法律違反³⁷について。王の食卓にのぼる家畜を肥育させるための牧草を、王領地内にある果樹園や牧草地で摘むのではなく、個人所有の庭園で摘む王宮の工房の官吏たちは処罰されると規定されている。しかし、どのような処罰を受けるのかは記されていない。

第七の法律違反³⁸について。税額査定の時、計量をごまかして、穀物以外にも亜麻、野菜、果物を徴収し、さらには船で輸送中の租税についても徴収するサル飼いたち全員を廃止すると規定されている。欠損部分が多いため、王の決

定が、サル飼いたちに税額査定させることを止めさせることなのか、サル飼いの職そのものを廃止することなのか、はつきりしていない。そもそもなぜサル飼いが税額査定の際に登場するのだろうか。

クルーシユテン女史はサルについて次のように解説している。³⁹サルは王や側近たちの娯楽のために飼われ、踊りや楽器の演奏を教え込まれた他、イチジクやナツメの収穫、ワイン作りやビール作りの補助労働力として利用され、町の住民たちから直接穀物、亜麻、野菜、果物を徴収することを認められていた。しかし、ホルエムへブ王にはサルを飼うことは無駄な贅沢と思えたので、サル飼いの職そのものを廃止させた。

しかし、筆者は次のように解釈した。というのは、訓練されたサルが警察犬のような役割を果たしていたことが古王国の墓壁のレリーフから知られているからである。それはサルが市場で盗みをした男性の脚をつかんでいる場面である。⁴⁰おそらく第七の法律違反に登場するサルたちも同様な役割を果たしていて、サル飼いたちの行き過ぎた租税の徴収を止めさせるためにこの条項が規定されたのだろう。

第八と第九の法律違反については、欠損部分が多く、何

が法律違反とされ、どんな決定が下されたのか、まったく不明である。

ホルエムへブ王は九つの法律違反について法的措置を規定しているが、その後で教訓として、訴訟関係者の中で原告または被告のどちらか一方の人々と親しくするな、彼らから賄賂を受け取るな、一方の人々と親しくする裁判官も正義に対して不正を行う者であると述べ⁴¹、市長と神官が正しい人に対して不正を行うことは死に値する大罪 (*btAa Ab n nmt*)⁴²であると規定している⁴³。つまり、死刑が適用されるのである。ナウリ勅令の三には、訴えに対し裁判をしようとしなさい裁判官は、葬祭神殿の小作人の身分への転落かつ百叩きの刑に処するとの規定があるが、それよりもはるかに厳しい。ただし、どのような方法によって処刑されるのかについては記されていない。

ホルエムへブ王の勅令の中で具体的な法的措置が述べられていない法律違反があるが、王が具体的な法的措置を述べないのであれば、誰が刑の重さを決定したのだろうか。

ホルエムへブ勅令の刑罰を次のようにランク付けする。

一、死 刑

裁判官が裁判の審理中に不正を行った場合。

二、鼻の切断とシレの要塞への追放

供物用倉庫の下級官吏たちがエジプトの住民が作った船あるいは借りてきた船を奪った場合およびエジプトの住民の召使いたちを紅花を摘むために徴用した場合。

三、百叩きと五つの傷と奪った物の等倍の返還

兵士がエジプトの住民から牛の皮革を奪った場合。

ただし、具体的な刑罰が述べられている場合のみのランク付けであることを断っておく。

第二節 古王国の勅令集

ゲーディツケ氏の『古王国の王の記録文書』⁴³には、古王国第四〜第八王朝（紀元前二五〇〇―二一六〇年頃）からの、断片も含めて三十一の勅令が収められている。発見場所はメンフィス周辺、アビュドス、コプトスの三カ所であるが、コプトスで発見された勅令が圧倒的に数が多い。メンフィスは古王国の王都の所在地、アビュドスはヘンティ・アメンティウ神⁴⁴の信仰地、コプトスはミン神⁴⁵の信仰地であった。勅令の種類には神殿や葬祭領の保護のためのもの、供物に関するもの、神殿領の創設、官職の任命、個人のためのもの、王からの書状があるが、そのうち神殿や

葬祭領の保護に関するものが四割を占める。これらの勅令の中で、勅令の違反者に対する刑罰への言及があるもの、あるいは言及が残っているものは、ネフェルイルカーラー王の勅令とペピ二世のコプトス勅令B、C、D、ホルス・デメジブターウィのコプトス勅令Rの五つである。

まず、アビュドスのコム・エル・スルタンと呼ばれる丘にある神殿で発見された勅令は、第五王朝ネフェルイルカーラー王（紀元前二四七五―二四五五年頃在位）によつて発布された。治世何年に、何をきっかけにして発布されたのかは不明である。勅令の受取人は神官長（*imy-r Hmw-n-Tr*）へムウルである。この勅令ではへムウルの勤務する州で労役をさせるために神官たち（*Hmw-n-Tr*）と農奴たち（*mr*）が連れ去られることを禁じ、神官たちはもっぱら札押を行い、農奴たちはもっぱら札押のために創設された神殿領を耕作し、租税を支払うように定められている。もしこの勅令に違反して彼らを連れ去る者は、大法廷（*Hwt-wrt*）に送られ、採石場で強制労働をさせられ、大麦と小麦の収穫をさせられると規定されている。⁴⁶ さらにこの勅令に背く高官、王の知己、供物分配管理官は家、土地、人々、彼らが所有する全財産を没収され、強制労働をさせられる

と規定されている。後者に対する刑罰から推測して、前者もおそらく全財産を没収されただろう。両者とも体罰はないものの奴隷の身分に転落させられており、厳しい刑罰であるといえる。ナウリ勅令でも違反行為として神官が連れ去られる事例が挙げられているが、残念ながら碑文の欠損によりどんな刑罰が適用されたのかが不明で、この勅令と比較することは出来ない。

次に、コプトスで発見された第六王朝ペピ二世（即位名ネフェルカーラー、紀元前二二七八―二二八四年頃在位）の三つの勅令（コプトス勅令B、C、D）について。

コプトス勅令Bは十一回目の頭数調査の翌年、すなわち治世二十二年に発布された。勅令の受取人はピラミッド都市の長官かつ宰相かつ王の文書の書記たちの長官ジャウ、領主かつ上エジプトの長官フイー、神官長、神官たちの監督官たち、上エジプト第五州の首長たちである。この勅令では上エジプト第五州のミン神の神官長と神官たちの監督官たち、ミン神の神殿領の農奴たち、ミン神に仕える神殿職員たち、生産施設（*pr-Sna*）や建設作業の労働者たちが、牧夫たちの管理下にある牧草地で王のための労役を課せられたり、王領地で税額査定された租税を課せられたりする

ことを禁じている。彼らの保護はペピ二世によって新たに命じられたと述べられているので、以前に発布された保護勅令を再び有効にするための勅令であることがわかる。さらに、上エジプトの長官、首長、上エジプトの偉大な十人のうちの一人、上エジプトの労働班の長官等が彼らを徴集して、王家のために働かせることは、反乱を企てることであると記されている。

続いて、州のための任務に関して、ミン神の神殿の神官たちとミン神に仕える者たちの名前が探し出されるように命じられているのは、彼らを徴集対象者の名簿からはずすためと思われる。高官、王の記録書類の書記、耕地の書記たちの長官、封印された書類の書記たちの長官等が、上エジプト第五州のミン神の神官長と神官たちの監督官たち、ミン神の神殿領の農奴たち、ミン神に仕える神殿職員たち、生産施設や建設作業の労働者たちの名前を名簿に載せることも同様に反乱を企てることであると述べられている。王に対する反乱はもちろん死に値する大罪である。これは今までに考察してきたどの勅令よりも厳しい刑罰である。

また、ミン神の神殿領に所属する誰もが上エジプトで物資を運搬する仕事から免除された。

最後に、ミン神の神殿がいかなる仕事からも永遠に免除されていることが繰り返し強調され、上エジプトの長官や他の高官たちの使者がミン神の神殿がある丘に行くことが禁じられ、ミン神に仕えるための職務を遂行すること以外の仕事のために彼らを連れ去ることが禁じられ、この勅令に違反するなどの高官と官吏たちもペピ二世のピラミッドで神官として勤務することを禁じられた。王のピラミッドで神官として勤務するということは、王のピラミッドに付属する葬祭神殿で王を礼拝し、王の葬祭領から報酬を受け取るということである。それは大変な栄誉だった。だから、それを禁じられるということは、大変な屈辱だっただろう。コプトス勅令C¹⁰は二十二回目の頭数調査の翌年、すなわち治世四十四年に発布された。勅令の受取人の部分は欠損している。勅令本文はコプトス勅令Bとよく似ている。

この勅令では神官長、神官たちの監督官たち、ミン神に仕える神殿職員たち、生産施設や建設作業の労働者たち、ミン神の神殿領の農奴たち等が、牧夫たちの管理下にある放牧地で王のための労役を課せられたり、王領地で税額査定された租税を課せられたりすることを禁じている。コプトス内での彼らの保護はペピ二世によって新たに永遠に命

じられたと述べられている。さらに、上エジプトの長官、首長、上エジプトの偉大な十人のうちの一人、上エジプトの労働班の長官等が彼らを徴集して、王家のために働かせることは、王が嫌悪することであると記されている。

続いて、州のための任務に関してミン神の神殿の神官たちの名前が探し出されるように命じられているのは、彼らを徴集対象者の名簿からはずすためと思われる。高官、王の記録書類の書記、耕地の書記たちの長官、封印された書類の書記たちの長官等が、上エジプト第五州のミン神の神官長と神官たちの監督官たち、ミン神の神殿領の農奴たち、ミン神に仕える神殿職員たち、生産施設や建設作業の労働者たちの名前を名簿に載せることも同様に王が嫌悪することであると記されている。コプトス勅令Bの「反乱を企てること」の代わりに「王が嫌悪すること」と記されているので、両者は同等の犯罪と推測され、死に値する大罪とみなされたことがわかる。

また神官たちが上エジプトで物資を運搬したり、家畜の餌やロープや縄や皮革など「生命の家」⁵⁰に必要なもののために働いたり、上エジプトの長官の要求で金や銅などを採掘（？）⁵¹したり、租税や労役で、水上でも陸上でも派遣さ

れて労働させられること等から免除された。

最後に、ミン神の神殿がいかなる仕事からも永遠に免除されていることが繰り返し強調され、上エジプトの長官や他の高官たちの使者がミン神の神殿がある丘に行くことが禁じられ、ミン神に仕えるための職務を遂行すること以外の仕事のために彼らを連れ去ることが禁じられ、この勅令に違反するなどの高官と官吏たちも「ホルス神の間」⁵²に連行され、ペピ二世のピラミッドで神官として勤務することを禁じられた。

コプトス勅令BとCは最初に発布された保護勅令を二十年毎に更新しただけのように思われる。

コプトス勅令Dは生産施設 (Or-Sat) 付属の地所「ミン神はネフェルカーラーを強くする」とそれに所属する農奴たちを保護するために発布された。勅令の終わりの方に「陛下はこの新しい町に南国の木材で作られたマストを建てるように命じた。」とあるので、地所「ミン神はネフェルカーラーを強くする」は新しく開拓された町に創設されたと思われる。この勅令もまた以前に発布された勅令を再び有効にするために発布された。発布された年は不明で、受取人についても「領主、唯一の友、．．．の長官、．．．」

としか読めない。しかし、最後の行で唯一の友イディをこの勅令が彫られた石碑をミン神殿の門に建立する際に出席させたと記されているので、受取人はイディかもしれない。

王は上エジプトで物資を運搬したり、家畜の餌やロープや縄や皮革など「生命の家」に必要なもののために働いたり、上エジプトの長官の要求で金や銅などを採掘（？）したり、租税や労役で、水上でも陸上でも派遣されて労働させられること等を禁じた。王は誰が誰にこれらの労働をさせることを禁じたのかについては記されていない。しかし、前後の文脈から「誰に」は「農奴たちに」と推測される。

王は農奴たちを労働のために徴集することを禁じた。王は、神官たちが儀式や月毎の祭祀を行えるように、農奴たちが供物を用意すること以外にこれらの労働をすることを禁じた。

上エジプトの長官、首長、上エジプトの偉大な十人のうちの一人、上エジプトの労働班の長官等が、彼らを徴集して働かせることは、王が嫌悪することであると記されている。

州のための任務に関して徴集対象者の名簿からこの地所の農奴たちの名前がはずされるように命じられた。高官、

王の記録書類の書記、その他の官吏たちが農奴たちの名前を徴集対象者の名簿に載せることは王が嫌悪することであると記されている。

最後に、ミン神の神殿がいかなる仕事からも永遠に免除されていることが繰り返し強調され、上エジプトの長官や他の高官たちの使者がこの地所がある丘に行くことが禁じられ、この勅令に違反するどの上エジプトの長官、高官、使者、書記も「ホルス神の間」に連行され、財産を没収され、ペピ二世のピラミッドで、あるいはまた土地台帳に載っている都市で、神官として勤務することを禁じられた。財産没収と、王のピラミッド以外の都市でも神官としての勤務を禁じられているという点で、コプトス勅令BとCよりも厳しい刑罰が規定されている。おそらく王のピラミッド以外の都市というのは、全国各地に存在する王の礼拝地と思われる。そうでなければ、王のピラミッドと同列で言及されるはずがないだろう。

以上、古王国の勅令を四例考察したが、ホルエムヘブ勅令のように、高官たちの不正や官吏たちの慢性的な悪行から神殿領に所属する人々を保護するという印象は受けにくい。しかし、コプトス勅令B、C、Dのように以前に発布

された保護勅令を再び有効にするために発布された勅令の存在を考えると、古王国でも高官たちの不正や官吏たちの悪行がしばしば行われていた可能性があり、それを防ぐために多くの勅令が発布されたのかもしれない。

コプトス勅令Rはデメジイブターウイというホルス名を持つ王⁵⁷によって発布された。勅令の受取人は神の父、神に愛される者、世襲貴族、王の教え子、ピラミッド都市の長官、宰相、ミン神の着衣神官イディである。この勅令は、今までに見た四例とは異なっており、イディ個人の彫像、供物卓、礼拝堂、木製品、記念碑を保護するために発布された。これらを傷つける者は国中の誰であっても、自分自身の財産や祖先の財産を所有すること、墓地で霊たちに加わること、地上で生者たちの中にいることを禁じられた。これはこの勅令の違反者が自分で獲得した財産も祖先から相続した財産も没収されて無一文になり、死んでも適切な埋葬をされないことを意味する。

また土地台帳に記録され、上エジプトの諸神殿に置かれたイディの彫像のために設立された葬祭領、すなわちイディのために用意された耕地、パン、ビール、肉、ミルクを減らしたり損なったりする者も、墓地で霊たちに加わ

ることを禁じられた。王とオシリス神と町の神々の下で彼らが両腕を縛られ、足かせをかけられるように命じられた。これは勅令の違反者が死後冥界の裁判で有罪とされて、神々から刑罰を受けることを意味する。つまり来世での復活と永遠の生命を与えられる機会を失うのである。王がオシリス神や町の神々と同列で現れるのは、王が現世だけではなく来世をも支配しているからである。

また、将来王、宰相、高官となる人々も含めて、州内で勅令の違反者たちを罰しない首長や高官は、自分の官職と印章を保有したり、財産を所有する権利を持ってないし、彼らの子供たちも同様の目に遭わされると記されている。官職に留まる者はこれらの違反行為を防ぐ官吏である。つまり勅令の違反者たちを罰しない裁判官は代々官職から追放され、財産も没収されることを意味する。

この命令は上エジプトの首長たちの元にもたらされ、人々の子孫がそれを見ることが出来るように、石碑に刻み込まれ、イディの記念碑があるすべての神殿の入口に建立された。その際王は王宮のヘンティシユ⁵⁸たちの長官を出席させた。

コプトス勅令Rでは勅令の違反者に対して、財産没収と

いう具体的な刑罰の他に、呪いが述べられていることが注目される。まるで墓碑銘に記された呪いの定式文のようである。しかし、これが法的効力を持つ勅令に記されていることから、古代エジプトではこのような呪いも刑罰の一つとみなされていたと推測できる。呪いが刑罰の一つとみなされるようになった背景には、オシリス神信仰が王以外の人々の間に広まり、彼らもまた来世での復活と永遠の生命を望むようになったことが考えられる。呪いは勅令の違反者には相当な精神的ダメージを与えただろう。他方、葬祭領や供物を減らしたり損なったりする者については、財産没収はなく呪いだけなので、呪いは軽い方の刑罰だったと思われる。勅令の違反者を罰しない裁判官に対する刑罰は官職追放と財産没収なので、より重い刑罰が課せられている。

古王国の勅令の刑罰を次のようにランク付けする。

一、死 刑

神殿に所属する人々や生産施設所属の地所の農奴たちに労役や租税を課した場合。神殿に所属する人々や生産施設所属の地所の農奴たちの名前を州の労働の対象者名簿に載せること。

二、大法廷への連行、財産没収かつ王のピラミッド（と土地台帳に載っている都市）で神官として勤務することの禁止

神に仕えるための仕事以外の労役のために神殿に所属する人々を連れ去ること。

三、子孫にまで至る官職からの追放と財産没収

首長や高官が州内の勅令の違反者を罰しない場合。

四、財産没収かつ強制労働

高官、王の知己、供物分配管理官が神官たちと農奴たちを連れ去った場合。

五、大法廷への連行かつ強制労働

州内の労役のために神官たちと農奴たちを連れ去った場合。

六、財産没収かつ霊たちにも生者たちにも加わることの禁止

イディ個人の記念碑や彫像などを傷つけた場合。

七、霊たちに加わることの禁止

イディ個人の葬祭領と供物を減らしたり、損なったりした場合。

古王国の刑罰には新王国の勅令に見られるような身体の

一部切斷、国境付近の要塞への追放、棒叩き、賠償の支払いは見られない。その代わり、王のピラミッド（と土地台帳に載っている都市）で神官として勤務することの禁止や、子孫にまで至る官職からの追放がある。軽い罪には呪いが適用される。死刑は暗示されるのみで、具体的な方法は記されない。

結論

さて、今まで考察してきた七つの勅令から次のような傾向に気づきうる。

第一に、裁判官となりうる高官たちの不正は死罪と最も重く、職務怠慢によって裁判を行わない場合大変重い罪だったということ。

第二に、神殿あるいは葬祭神殿に所属する人々を連れ去った場合に対する刑罰は、新王国には体罰が適用されるのに対し、古王国には社会的制裁が適用され、より重罪だったということ。

第三に、古王国には神殿の家畜や神殿領の境界に対する違反はまったく問題にされていないが、新王国には神殿あ

るいは葬祭神殿に所属する人々を連れ去った場合よりもはるかに重い罪と考えられていたこと。

第四に、刑罰に呪いが適用されている罪は比較的軽いということ。

第五に、同じ罪を犯しても、地位の高い人ほど重い罪を適用されるということ。

第六に、国境付近の要塞への追放は政治犯に対する刑罰のような印象があるが、古代エジプトでは下級官吏たちの不正に適用されているということ。

さらに、新王国には賠償責任の概念が導入されている。高官や官吏たちが神殿財産や神殿に所属する人々の財産を奪ったり、神殿に所属する人々が支払おうとしている租税や労働の成果を奪ったりする事例が広く認められるようになったので、損害費用を算出して、償わせるという方法を取ったのだろう。その背景にはおそらくエジプト経済の発展があるだろう。

筆者は保護勅令の考察を通じて上記の点に気づくことが出来た。他の法史料も考察してみれば、古代エジプト人の罪の重さに対する意識にもっと多くの発見があるだろう。それについては今後の研究課題としたい。

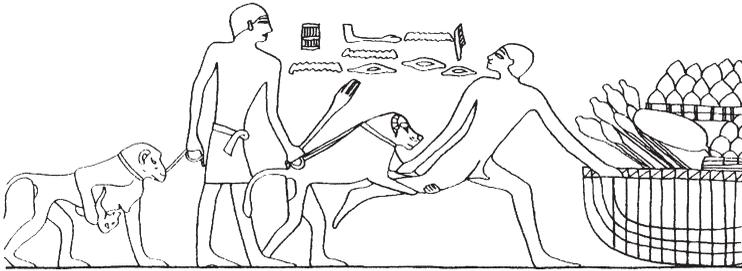
註

- (1) 創造神が世界を創造する時に自然に生じた秩序。
- (2) Raymond, O. Faulkner, *The Egyptian Book of the Dead*, San Francisco, 1994, plate 31. 大英博物館所蔵 (BM EA 10470/5). パピルスの年代は紀元前一二五〇年頃(第十九王朝)である。アニはあらゆる神々の聖供物のための書記である。
- (3) axと音訳される。適切な埋葬を受けた者だけが死後復活して霊となり、永遠に生きることが出来る。
なお、本稿では古代エジプト語の音訳にコンピュータ入力用の音訳システムを使用。本来の音訳記号との対照表は James P. Allen, *Middle Egyptian: An Introduction to the Language and Culture of Hieroglyphs*, 2nd ed., Cambridge, 2010, p. 15 を参照せよ。
- (4) R. B. Parkinson, *The Tale of the Eloquent Peasant*, Oxford, 1991. 残存する四つのパピルスの年代は第十二王朝末か第十三王朝初め(紀元前一八〇〇—一七五〇年頃)である。物語は紀元前二一〇〇年頃(ヘラクレオポリス王朝)の出来事として語られている。
- (5) 杉勇他訳『筑摩世界文学大系1 古代オリエント集』筑摩書房、昭和五十三年、四四九頁。
- (6) Wolfgang Helck, *Historisch-biographische Texte der 2. Zwischenzeit und Neue Texte der 18. Dynastie*, 2. Aufl., Wiesbaden, 1983, pp. 73-74. 碑文はコプトスのメン神とイシス女神の大神殿のセ
- ンウセレット一世の東の入口の南側に彫られていた。カイロ博物館所蔵 (JE30770)。
- (7) K. A. Kitchen, *Rameside Inscriptions: Historical and Biographical*, vol. 1, Oxford, 1975, pp. 45-58. 以下 KRI I を略す。石碑の写しは F. Ll. Griffith, "The Abydos Decree of Seti I at Nauri" in *Journal of Egyptian Archaeology*, vol. 13, 1927, pp. 193-208 with plates 37-43 に掲載されている。筆者による日本語訳は筆者のウェブサイト「古代エジプト史料館」(http://www.geocities.jp/kmt_yoko/)において「セティ一世 葬祭神殿保護勅令」(二〇〇九年八月十七日から二〇一〇年五月二十九日まで公開講読)として公開中。
- (8) K. A. Kitchen, *Rameside Inscriptions: Translated and Annotated: Notes and Comments*, vol. 1, Oxford, 1993, pp. 51-52, § 94. これは KRI の注釈書である。
- (9) Wolfgang Boochs, "Strafen" in *Lexikon der Ägyptologie*, Bd. 6, Wiesbaden, 1986, 68-72. 以下 *Lf* と略す。
溺れ死の刑は川、井戸、運河などの水底に犯罪者を沈めて溺れ死にさせる刑である。犯罪者が高貴な身分の場合のみ、自殺が認められる。絞首刑や斬首刑はない。宗教テキストでのみ火あぶりの刑が知られている。斬首は戦争捕虜に対して行われ、犯罪者に対しては行われな
- (10) KRI I, pp. 55-56. 石碑の七四—八十行目。
- (11) KRI I, p. 57. 石碑の百三—百九行目。
- (12) KRI I, p. 54. 石碑の五十一—五十二行目。

- (13) Wolfgang Helck, "Bauer" in *Lfj*, Bd. 1, Wiesbaden, 1975, 637.
- (14) Wolfgang Helck, "Horrigkeitsverhältnis" in *Lfj*, Bd. 2, Wiesbaden, 1977, 1235-6.
- 農奴は古王国には *mr*t と呼ばれた。彼らは神殿、個人に割り当てられ、畑を耕し、行政の命令で移動させられた。彼らは葬祭額の生産施設 (*pr-Sna*) でも働いた。主に農業に従事したが、王の命令で建設作業、兵役、採石にも徴集された。
- 官吏の農奴は *mdw* と呼ばれ、中王国には世帯の構成員として割り当てられることもあったけれども、国の命令で奪い去られ、他に割り当てられることが出来た。国の同意があれば、例えば息子が父親と同じ官職に就任した時に、農奴を息子に遺贈することも出来た。また官吏の農奴は労働奉仕に徴発されることもあった。
- 古代ローマの奴隷に似ているのは *Hmw* で、外国人や犯罪者とその子孫から補充された。
- 新王国には *mr*t は神殿や国の経済施設に割り当てられた戦争捕虜だけを指した。*Hmw* は官吏に割り当てられ、彼らの主人に売られることもあった。
- (15) *KRI I*, p. 55. 石碑の七十一—七十四行目。
- (16) *KRI I*, p. 58. 石碑の百十四—百二十行目。
- (17) *KRI I*, p. 55. 石碑の六十六—七十一行目。
- (18) David A. Warburton, *State and Economy in Ancient Egypt: Fiscal Vocabulary of the New Kingdom*, Fribourg (Switzerland), 1997, pp. 237-257.
- (19) *KRI I*, p. 53. 石碑の四十七—五十行目。
- (20) *KRI I*, pp. 52-53. 石碑の四十二—四十七行目。
- (21) *KRI I*, p. 54. 石碑の五十三—五十五行目。
- (22) *KRI I*, pp. 56-57. 石碑の八十九—九十三行目。
- (23) Jaroslav Černý, "Restitution of, and Penalty Attaching to, Stolen Property in Ramesside Times", in *Journal of Egyptian Archaeology*, vol. 23 (1937), pp. 186-189.
- (24) *KRI I*, p. 57. 石碑の九十四—九十七行目。
- (25) *KRI I*, p. 54. 石碑の五十二—五十三行目。
- (26) *KRI I*, p. 56. 石碑の八十一—八十二行目。
- (27) *KRI I*, p. 57. 石碑の九十七—百三行目。
- (28) *KRI I*, p. 58. 石碑の百九—百十四行目。
- (29) 西村洋子著「古代エジプトにおいて墓地管理はどのようなであったか?」(『奈良史学』第二十一号、二〇〇三年) 所収。筆者は墓壁に彫られた呪いの定式文が法的効果を持つ背景となる法制度を考察した。
- (30) Wolfgang Helck, *Urkunden des Ägyptischen Altertums, IV. Abteilung, Urkunden der 18. Dynastie*, Berlin, 1958, Neudruck 1984, pp. 2140-2162. 以下 *Urk.* IV と略す。石碑の写しと写真は Jean-Marie Kruchten, *Le Décret d'Horemheb: Traduction, commentaire épigraphique, philologique et institutionnel*, Bruxelles, 1981 に掲載されている。以下 Kruchten, *Le Décret d'Horemheb* と略す。筆者による日本語訳は筆者のウエ

ブサイト「古代エジプト史料館」(<http://www.geocities.jp/kml.yoko/>)において「ホルエムヘブ王の勅令」(二〇〇八年四月十七日から二〇〇九年五月十五日まで公開講読)として公開中。

- (31) *Urk. IV, pp. 2143-2144*. 石碑
の十三—十六行目。
- (32) *Urk. IV, pp. 2144-2146*. 石碑
の十六—二十一行目。
- (33) *Urk. IV, pp. 2146-2147*. 石碑
の二十一—二十三行目。
- (34) *Kruchten, Le Décret d'Horemheb*,
pp. 57-61.
- (35) *Urk. IV, pp. 2147-2149*. 石碑
の二十三—二十七行目。
- (36) *Urk. IV, pp. 2149-2151*. 石碑
の二十七—三十一行目。
- (37) *Urk. IV, pp. 2151-2152*. 石碑
の三十一—三十四行目。
- (38) *Urk. IV, pp. 2152-2154*. 石碑
の三十四—三十六行目。
- (39) *Kruchten, Le Décret d'Horemheb*,
pp. 131-138.
- (40) サッカーラの第五王朝テプエ
ムアンフの墓壁画(カイロ博



- 物館所蔵のレリーフ、CG1556)。同じくサッカーラの第五王朝ニアンフクヌムとクヌムヘテプの墓の第一室北壁東側にも同様な場面が見られる。ちなみに、サルにはヒビも含まれる。テプエムアンフの例ではヒビであるが、ニアンフクヌムとクヌムヘテプの例ではサルである。上の図の出版は近藤二郎著『ものの始まり50話』(岩波ジュニア新書二〇四、一九九二年)、一九九頁である。
- (41) *Urk. IV, p. 2156*. 石碑の左側面の五行目。
- (42) *Urk. IV, p. 2157*. 石碑の左側面の六行目。
- (43) *Hans Goedicke, Königliche Dokumente aus dem alten Reich, Wiesbaden, 1967*. 以下 *Goedicke, Königliche Dokumente* と略す。
- (44) 第一王朝からアビュドスで信仰されていたジャツカル神。オシリス神の信仰が優勢になると、両者の融合が起こり、中王国にはヘンティ・アメンティウ神はオシリス神として信仰される。同じくジャツカル神であるアヌビス神やアシエートのウプワウト神とも結びつけられた。
- (45) 先王朝時代からエジプト史を通じてエジプト各地で信仰された、男性の生殖能力を人格化した豊穡神。東部砂漠の守護神でもあり、東部砂漠に至るワーディー・ハンマーマーの入口にあるコプトスには第六王朝以来ギリシア・ローマ時代までミン神の神殿が存在したことが知られている。
- (46) *ボストン美術館所蔵 (Boston MFA 03.1896)*. *Goedicke, Königliche Dokumente*, pp. 22-36. ヒエログリフ・テキスト

- こゝには「Kurt Sethe, *Urkunden des ägyptischen Altertums, I. Abteilung, Urkunden des Alten Reiches*, Leipzig, 1933, pp. 170-172 を参照せよ。以下 *Urk. I* と略す。
- (47) *K-nswt* と音訳される。宮中に参内できる位階称号である。
- (48) カイロ博物館所蔵 (JE41893)。Goedicke, *Königliche Dokumente*, pp. 87-116; *Urk. I*, pp. 280-283。
- (49) カイロ博物館所蔵 (JE41491)。Goedicke, *Königliche Dokumente*, pp. 117-127; *Urk. I*, pp. 284-288。
- (50) 「生命の家」は医学パピルスや数学パピルス、宗教テクスト、文学作品などを作成し、書き写し、保存する学問所であるが、ゲーディッケ氏はこの個所に登場する「生命の家」が学問所の意味で使われていることを疑問視する。Manfred Weber, *Lebenshaus T in Ld, Bd. 3*, Wiesbaden, 1980, 954-958; Goedicke, *Königliche Dokumente*, p. 122 n. 14 and p. 127。
- (51) 東部砂漠には金鉱山と銅鉱山があり、コプトスは採掘隊の出発地だったので、テクストには「採掘」を意味する単語はないが、それを補って訳してみた。
- (52) *sxw-Hr* と音訳される。王の命令を記録するところであるが、大法廷 (*Hwt-wrt*) と同様に法廷の機能も持つ。
- (53) 四つの断片からなり、そのうち二つはカイロ博物館所蔵 (JE43052)。一つはメトロポリタン美術館所蔵 (MMA 14.7.10)。残りの一つはルクソールの古物商が所有してゐる。Goedicke, *Königliche Dokumente*, pp. 137-147; *Urk. I*, pp. 289-292。
- (54) *xwt mkt* 「保護する」が最初に使用された勅令。
- (55) ゲーディッケ氏はコプトス勅令 D が発布された年をコプトス勅令 C が発布された年とほぼ同じ、すなわちペピ二世の二十二回目の頭数調査の年 (治世四十三年) と推測している。
- (56) カイロ博物館所蔵 (JE41894)。Goedicke, *Königliche Dokumente*, pp. 214-225; *Urk. I*, pp. 304-306。
- (57) 古代エジプトの王はホルス神の化身なので、ホルス神としての名前を持つ。ホルス神とはハヤブサの姿をした天空の神である。デメジイプターウイというホルス名を持つ王は第八王朝に属すると推測されている。
- (58) 新王国の冥界の書や門の書から推測すると、火あぶりの刑にされるのだろう。
- (59) 王のピラミッド都市の住民となることができたと名譽ある人々。